

第三十一回 参議院商工委員会會議録第十五号

昭和三十四年三月五日(木曜日)午前十一時三十七分開会

委員の異動

本日委員小澤久太郎君辭任につき、その補欠として稲浦鹿藏君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 田畑 金光君

理事 上原 正吉君

小幡 治和君

委員

稲浦 鹿藏君

木島 虎藏君

鈴木 万平君

高橋進太郎君

高橋 衛君

堀本 宜實君

阿具根 登君

阿部 竹松君

栗山 良夫君

高橋達之助君

國務大臣

通商産業大臣 高橋達之助君

政府委員

通商産業 中川 俊思君

政務次官 小出 榮一君

通商産業省 井上 尚一君

特許庁長官 伊藤 繁樹君

特許庁総務部長 岩武 照彦君

中小企業庁長官 川瀬 健治君

中小企業庁 振興部長

事務局側

常任委員 小田橋貞壽君

説明員

大蔵大臣官房 大月 高君

財務調査官

本日の會議に付した案件

○輕機械の輸出の振興に関する法律案

(内閣提出、衆議院送付)

○中小企業信用保險公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○特許法(内閣提出)

○特許法施行法(内閣提出)

○実用新案法(内閣提出)

○実用新案法施行法(内閣提出)

○意匠法(内閣提出)

○意匠法施行法(内閣提出)

○特許法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

(内閣提出)

○商標法(内閣提出)

○商標法施行法(内閣提出)

○特許法等の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案(内閣提出)

○委員長(田畑金光君) これより委員會を開会いたします。

高橋通産大臣より発言を求められておきます。

○國務大臣(高橋達之助君) 昨日、本委員會におきまして審議中、政府委員である中川政務次官が、突然胸痛のためによく打ち合せもなくして医者に参り

まして、つい審議を停滯いたしましたことは、まことに申しわけない次第でございます。今後再びこういうことのないように十分注意いたしたいと思っております。どうぞごかんべん願いたいと思っております。

なお、詳細のことにつきましては、中川次官から弁明いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○政府委員(中川俊思君) 昨日委員會が始まります前に、決して行方不明ではないのでありますが、衆議院の運営委員長室の給仕に、国会の歯医者に行くからという言葉を言つて出たので、いつも十分くらいで帰ってくるのでございまして、すぐ帰ってくるからというのを申して出たのです。ところが、衆議院第一議員会館の歯医者へ参りましたところが、満員でございまして、銀座の滝口という歯医者へ参りました。そうして私は今まで、歯が実はこの年になるまで痛んだことはなかったのですが、ことしになつて初めて歯が痛み出しましたので、これは炎症を起しておるから抜いたらいだらうというので、何か麻酔薬みたいなものをつけましたところが、ちよつと何かにおいがして気分が悪くなったのですから、十分間ほど椅子にころんでおりました。それからきょうはもう抜かれても時間がかかっちゃ困るからというので帰つて参りましたところ、支関で上原さんにお目にかかつて、今流会になつたということを開いて、まことに申しわけなく、

最初から銀座の歯医者に行くということがわかつておられますれば、議院運営委員長室の給仕にそのように申し伝えて行くのであります。国会の方の歯医者で変更いたしましたために、大へん御無礼いたしました。今後は十分注意いたします。かようなことのないようにいたしますから、今回のところは格別なる思召しをもちましてお許しを願いたいと思つておきます。

○委員長(田畑金光君) 委員長からも強く申し上げておきますが、きのうのような事例はまことに遺憾に存するわけです。大臣、次官の発言で事情はよく了承できますけれども、今後は連絡等十分なされて、再び昨日のようなことのないように十分御留意願いたい、要望申し上げておきます。

○委員長(田畑金光君) 輕機械の輸出の振興に関する法律案を議題といたします。前回に引き続き質疑を行います。

○阿部竹松君 この内容をお尋ねする前に、この法案は衆議院で修正された箇所がございますね。その修正された箇所はその内容でなくして、私の知っている限りでは年限を切つたわけですね。ですから、この種の法案は臨時立法か時限立法か、そうすると、この法律の名前も変えなければならぬということになるのですが、きょうは衆議院の方がみえておらぬのですが、これはどなたにお尋ねすることになるわけですかね。

○政府委員(小出榮一君) 便宜私からお答え申し上げますが、この前の委員會におきまして、この法案の内容につきまして御説明申し上げました際に、衆議院におきまして修正になりました内容と、付帯決議の内容につきまして、その経過、趣旨を御説明申し上げましたので、御了承いただきたいと思います。一応施行の日から五年以内には廃止するという付則の点だけが修正になったのであります。その場合にこの法律の性格といたしましては臨時的な性格に変わったわけでございます。その場合に法律の名称を臨時措置法か、臨時何とかというふうな、臨時という言葉を使う例がございますけれども、この点は法制局とも相談いたしました。特に臨時という名前を使う必要がないということで、法律の名称はそのまま経過をいたしておきます。

○阿部竹松君 局長にお尋ねするのは当を得ないので、やはり衆議院の改正された当の商工委員会の理事の方か、委員長がおいでになつて、説明されるのが適當だと思つております。だからあなたにお尋ねするのはどうも筋が通らぬような気がするのですが、これは当然今までの法律それぞれを見ますと、年限を切つた場合に、臨時措置法とございますよ。しかしこれを見ると、これは少くとも三年や五年で切るといふ政府のお考えではなかつたはずで、それが日本の経済状態を見て、五年たつたらこの法律が必要ないという前提条

件に立ってやっていると、法律の中身が変つてこなければならぬという筋合いにならうと思ひます。法律は全部同じで、年限だけ切るといふのは、五年たつたら経済状態がぐるりと引續り返るとか、海外の貿易計画が五年後にぐるりと引續り返るといふことになる。まあ五年たつてから一応停止というのなら別問題ですが、こういうことは法理論としても成り立たぬと思つて、ただあなたにお尋ねすると、法制局にお尋ねしたところが差しつかえない、法制局のどなたがあなたにお答えになつたかわかりませんが、そのようならばな法律を作らなければならぬのに、永久法律で企圖立案して、ぼつと年限だけ修正するといふことは僕は了承できません、その点いかがですか。

○政府委員（小出榮一君） この前御説明申し上げましたように、こういうような修正が衆議院において行われましてその趣旨なりいきさつでございますが、御承知のようにこの軽機械の輸出の振興に関する法律は、軽機械という中にはこのほかにもいろいろな商品があるわけでございますが、とりあえず別表におきまして二品目だけ指定したわけでございます、家庭用ミシンと双眼鏡、この二つが法律に明記してあるわけでございます。その法律に記してある商品の振興の当否も必要な品目を取り上げたわけでありまして、衆議院における審議経過から申しますと、主として双眼鏡の業界等における一部の反対等に端を發しまして、基本的には既存の、中小企業団法に基きます工業組合、あるいは輸出組合、そういう

既存の制度をもう少し活用するのが本筋ではないかというふうなことが議論の根本になつたわけでありまして、しかし実際のそれらの業界の事態を見ますと、工業組合を育成し、工業組合の経済事情によつてこれを行うということが、時間的にも非常に困難であり、またこの法律の内容から申しましても、工業組合制度だけではカバーしきれない面も出てきたわけでございますので、従つて取りあはず輸出振興事業協会というものを設立し、これの運営を行つていただきますけれども、しかし五年という期限の間におきまして、既存の工業組合制度その他の活用を十分はかつて、業界の態勢をもう少しととのえるための時間をかけて、そうしてそれらの態勢をととのえました場合におきましては、そういう既存の制度の方に切りかえる、こういうことが適当であるというふうな趣旨におきまして、修正が行われたわけでございます。

従いまして軽機械の輸出の振興ということそれ自体は、もちろん非常に恒久的なものであり、また特に別表に指定されております二品目につきましても、その業界の事態というものから申しまして、今、問題になつております二品目につきましては、施行の日からやはり五年以内ということ、一応その間に態勢をととのえるということになつておるのであります。従いまして阿部さんのおっしゃいましたように、五年たつたときの状態におきましてどうなるかという問題がございます。ございますが、この法律の建前から申しますれば、五年あるいは五年を待たずして、五年以内に廃止するということになりますけれども、それらの業界の

態、あるいはそのときにおきまして、その状態によりましては、もちろんこの付則規定それ自身も修正するという可能性はあるわけでございます。しかし法律の性格といたしましては、法律全体が根本的に臨時的な性格のものに變つたかどうかというふうな点につきましては、これは法理論としては、いろいろ議論のあるところのようでございます。

○阿部竹松君 今お尋ねしておるような点は、これは今申し上げました通り、私、局長にお尋ねするのは穩當でなくして、やはり折を見て委員長に、衆議院の商工委員会の代表がおいでになつたときに、もう少しお尋ねしたいと思つたわけですが、ただそれに関連して、もう一つ局長にお尋ねしたいことは、双眼鏡とミシンと一本になつて、法律でとにかくしほつてゐるわけですが、ところがミシンの方は問題なくして、双眼鏡の方に問題があつた。従つて双眼鏡のために五年という修正がなされたというように漏れ承わつてゐるわけですか。そうなつてきますと、大體双眼鏡とミシンと一緒にこの法律で規制するといふことが、そもそも問題の発端ではないか、こういうふうに考へておるわけですか。従つて軽機械とかいうことになれば、双眼鏡もミシンも

同じかもしれないけれども、相当その環境も違つて、今までやつてきた一つの法律で、全然違つたものを一つにしなければならぬといふところに無理があるのではないかと懸念があるわけですが、そういう点はいかがでしょうか。

○政府委員（小出榮一君） 今回この法案が修正された経緯につきまして、確かに御指摘の通り、最初非常な問題として取り上げられました点は、この品目の中で、双眼鏡の協会につきまして業界の一部に非常な反対意見が出てきたということが問題の契機になつております。しかしながら、衆議院におきます議論の経過等をごらんいただきましますとわかりますように、結局議論の焦点は、双眼鏡の特殊性とか、あるいはミシンの特殊性とかいう問題でなくて、すでに中小企業団体組織法によりまして、単なる調整活動のみならず、経済事業もやれるような形に工業組合制度というものが確立されておるのではないかと。従つて、その制度の運用を十分にやつてみて、それがほんとうに熟したときにおいて、それがどうしてもうまくいかないといふことがわかつたとき、初めて、その既存の制度の活用では不十分だからというところで、輸出振興事業協会を設立したかどうか、こういうことが衆議院の経過であります。従いまして、そういう意味におきましては、ミシンの業界におきましても、あるいは双眼鏡の業界におきましても、その工業組合制度との関連という点においては全く同じでございます。従つて、双眼鏡の業界だけのためにこういうふうな修正

が行われたわけではないわけでございます。それから、今御指摘になりました軽機械といふのは、もちろん家庭用ミシンと双眼鏡だけではないと申せんで、あるいはカメラでありませうか、時計であるとか、トランジスタ・ラジオであるとか、いろいろあり得るわけでございます。しかも、この軽機械という中へいろいろのものをごっちゃに、無理に一つの法律の中に押し込めたやうな感じがいたしますけれども、実態はそうではなくて、これらに全部共通した業界の実態があるわけでございます。と申しますのは、いずれも非常に小型軽量の機械であるという商品それ自体の特殊性が共通であることはもちろんでございますが、その製造の過程が、いずれも主として中小企業等の手によりましてアセンブル——組み立ての工程によつて製品が仕上げられるという点に非常に特色があり、従つて、日本人の手に最も適した国際競争力の非常に強い商品であるという意味におきましては、いずれも共通でございます。しかも、それらがいずれも輸出振興のホープとして最も期待されておる商品であるという意味におきましては、双眼鏡も、ミシンも、あるいはその他の品目も、みな同様でございます。そういう意味で、これを一つの法律の中に入れてわけでございます。

その中でなぜそれでは双眼鏡とミシンだけを、ほかにもいろいろの軽機械がある中で、この二つのものだけを取り上げたかと申しますれば、それは、この二つの品目につきましては、現在の輸出振興なり、業界の実態というものが、早く手を打つて輸出振興に関する

が、そういったキャンセルを受けるといふような話は、私どもの方においてもぼつぼつそういう話があるというところを聞いております。ただ実際にどのくらいの件数があったかということについては、ただいまここに資料を持っておりません。

○島清君 大臣は、これからの輸出の重要部分を占めるのは軽機械である。従ってこれを伸ばさなければならぬ。こういうお話でございましたが、そうしてその例としてトランジスタをおあげになったのでありますが、私もブラッセルの平和博覧会の方に参りまして、日本品のヨーロッパあたりにおけるところの進出というものは、これは軽機械だ、こういうふうな思ったわけでありまして、しかし、双眼鏡におきましてはアメリカ市場の九二%を占めてはいるようでございますが、アメリカ市場をほとんど独占的に支配している、こう申し上げて差しつかえないと思ふのでありますけれども、これからこういふような法律の制定をされまして、どういったような世界市場を開拓されていく目的を持っておられるのか。これは衆議院の審議段階においても問題になったようでありまして、結局は、通産当局はミシン、双眼鏡、トランジスタ等の軽機械類をかなり、五、六種目について、この品目の中に入れてみようとお考えであったようでありまして、しかしながら大メーカーの生産いたしますトランジスタ等においては、大メーカー等の反対にあいまして、これからはずされた。そうして比較的弱小の中小企業の、なかんずく零細企業のワケ内で作られますこの種のミシンと双眼鏡に対

してかかる種の官僚統制的な法律の制定をくもられた、こういうことでございまして、今大臣の御説明がございまして、これからの日本の機械類の発展を軽機械の方に置いて大いに世界市場を開拓しなければならぬ、こういうことであるといはしますならば、当然に当初において予定されておいたトランジスタ等の軽機械類が入らなければならぬと思ふのであります。双眼鏡がアメリカ市場で九二%を独占支配するのには、私はアメリカの消費市場と日本の生産品とがマッチしておつたればこそ、九二%のアメリカ市場を支配することができたと思ふのであります。アメリカ市場に関する限り、私は日本の双眼鏡は必ずしも法律制定までして品質を要えなければならぬというふうな条件はなさそうに思いますが、世界市場のどこにこの双眼鏡等の貿易拡大を考えておられるか、その具体的な開拓の市場を挙げて御説明を願いたいと思ふます。

○國務大臣(高橋達之助君) 大メーカーがある一つの基準を持って、そして責任をもってやっていると、そのためにやっておりますから、比較的問題は少ないのであります。零細企業や中小企業でやっておりますものにつきましては、その技術の発達とか、あるいは設備を近代化するとか、あるいはそれに對する品質を向上するとか、また海外の事情等をよくにらみ合せて作るというこのために、これは中小メーカー、零細業者自身が海外の事情を知ってやるということになればこれは

一番いいことであります。けれども、それだけの資力もなく、それだけの力もないというために、中に仲介の業者がいろいろ入る。そのものために誤まられるというふうなことがあつても困る。それがためにこれは官僚統制をやるのじゃなくて、つまり中小工業者を擁護するために通産省の仕事をいたしまして、それなんかの間に立つて、それらの代表となつて話をきめるというこのためには、いろいろ関係を密にしなきゃならぬということがあり、またその中小工業を助成する上におきましても、また中間における不正なる、不正と言いましようか、不当な仲介業者を排除するというふうな意味におきましても、どうしても彼らの結束を強くしていくということは必要がある、こう存じまして、特にこの大メーカーで製造されているものでなくて、むしろ中小工業者においてされているものを助成していきたい、従いましてこれはひとり米国の市場じゃなくて、そういう方法によつて中小メーカーの製品ができましたときには逐次ヨーロッパ各国にも持っていくたいと、こういうふうな考えでございます。

○島清君 ヨーロッパ各国とおっしゃいますけれども、西ドイツにいたしましても、イタリアにいたしましても、フランスにいたしても、双眼鏡は輸出をしているのでございますね。ですから、世界のどこかの市場を、この法律が制定されることによつて、政府の説明の通りに、品質が改善されることによつて、品質が改善されることによつて、向上することによつてこの市場が獲

得でき、開拓できると思われるかといふことを承わっているわけなんです。これはただいまのところ米国、カナダが主でございますが、この米国、カナダにおきましても、まだ多数の潜在の需要者があるわけでありまして、その方面の開拓をまずやりまして、次にヨーロッパ市場につきましては、御承知のごとくドイツにいたしましてもあるいは欧州各国においては輸出国であります。その間における潜在的なものをよく考える。同時に東南アジアなり、今後生活程度が改善されれば当然こういうふうなものは使われるわけでありまして、あるいはアフリカ、東南アジア、中近東等に向つて進んでいきたいと存するわけでありまして、詳細の計画は政府委員から説明いたすことにいたします。

○國務大臣(高橋達之助君) それは見方にもよりますが、私は決して価格を上げるといふことが目標でなくて、品質を向上しつつ同時に価格を低下していくというわけでございますから、そういう方向にやはり持っていかなきゃならぬ。アメリカにおいても決してこれは日本の双眼鏡がいいからということではなくて、値が安いということでありまして、値が安くていいものを作りますから、値が安くていいものを作るといふことがやはり根本でなければならぬ、こう存じておられるわけでありまして、品質を改良するということについては、生産原価ももっと安くする、

○島清君 大臣、そのアメリカの潜在消費者を顕在ならしめて市場開拓をするとおっしゃいますけれども、一國の商品が一國の市場において九〇%以上も支配しているということはこれはもうほとんど独占ですね。そうだといたしますならば、アメリカの需要者に日本の商品がマッチしているものと判断をして、私は良識的な判断の誤まりではないと思ふのです。それは日本にもいろいろの高級品もあり、さらには大衆品もありませんけれども、その大衆品こそがアメリカ市場を独占しているのです。安からアメリカの子供たちがおもちゃがわりにそれを買っておるといふことも言ひ得るわけなんです。もっと上等であると、値段を高くしなければならぬし、値段を高くしますと、子供たちがおも

ちゃがわりにこれを買つて遊び物にしない。そうすると、市場開拓と言われながら、商品の需要量というものは減退していくと、こういうことが言ひ得るわけなんです。さらに東南アジアの方の市場開拓をされたいとおっしゃいますけれども、東南アジアにおいては、何と申し上げても、その後進性というのが顕著でございます。その関係上、まだ双眼鏡というものを、手持ドル等の不足をしております。持つて遊ぶだけの余裕がないのです。ですから、私は、品質を向上して東南アジアの市場を開拓するというよりも、もっと手軽に作られて、そして安い値段で東南アジアの消費者が買ひやすいような値段にしてこそ、私は東南アジア等の後進性市場においては開拓が可能であると、こういうふうな考へておるのです。ですから、大臣の説明からは市場開拓をするといふところの理論的な根拠と実際の証明はなされないと思ふのでござい。いかがでございますか。

○國務大臣(高橋達之助君) それは見方にもよりますが、私は決して価格を上げるといふことが目標でなくて、品質を向上しつつ同時に価格を低下していくというわけでございますから、そういう方向にやはり持っていかなきゃならぬ。アメリカにおいても決してこれは日本の双眼鏡がいいからということではなくて、値が安いということでありまして、値が安くていいものを作りますから、値が安くていいものを作るといふことがやはり根本でなければならぬ、こう存じておられるわけでありまして、品質を改良するということについては、生産原価ももっと安くする、

得でき、開拓できると思われるかといふことを承わっているわけなんです。これはただいまのところ米国、カナダが主でございますが、この米国、カナダにおきましても、まだ多数の潜在の需要者があるわけでありまして、その方面の開拓をまずやりまして、次にヨーロッパ市場につきましては、御承知のごとくドイツにいたしましてもあるいは欧州各国においては輸出国であります。その間における潜在的なものをよく考える。同時に東南アジアなり、今後生活程度が改善されれば当然こういうふうなものは使われるわけでありまして、あるいはアフリカ、東南アジア、中近東等に向つて進んでいきたいと存するわけでありまして、詳細の計画は政府委員から説明いたすことにいたします。

はり輸出振興事業協会というのの登録業者—登録制度というものがあつて登録された業者全体から負担金を徴収して、登録業者の全体の輸出の振興に資する、こういうことでございませぬ、その間におきましては、やはり登録制度が前提になるというふうな考え方も考へ得るかと思ひますが、相互にはこういう意味における関連があらうかと思ひます。

そこで輸出振興事業協会につきましても、最後に御指摘になりました理事その他の執行機関の運営でございませぬ、これにつきましても、私どもはいわゆる官僚統制というふうな考え方は全然持っておりません。ただこれは通産大臣がこの理事につきまして関与するという措置を残しましたのは、この輸出振興事業協会は、業界を一九〇〇としまして全体の登録業者から平等な公平な意味におきまして全体から負担金を取る、しかもそれが相当の総額におきましては金を扱つて、そして輸出振興の事業という海外活動につながつてやうていくという意味におきましては、やはりその運営について相当公正な運営をする必要があらうということから、それらの理事の面につきましても、やはり監督官庁として関与する必要があるのじゃないか、こういうことでございませぬ。そこで部品業者との関係におきましても、部品業者の意見も当然反映し得るような措置を輸出振興事業協会の運営の面におきましてもとらざるを得ないのであります。たとえば総代会はこれは負担金を出すときだけでございませぬが、評議員会等はこれは部品業者の代表も入れまして、そうしてそういう関連業界全体、あ

るいは第三者の学識経験者も入れまして運営の公正を期していきたい、かように考へております。

○島清君 ちよつと関連して。今、阿具根委員の核心に触れた質問でございませぬが、それはこの法律のねらいといふのは、結局小出さんは、団体法においては、組立業者は設備がなかなか把握しにくいから団体法の適用はちよつと困難である、そうすると、部品業者は設備等において十分に業態が把握できるから団体法でも可能である、しかしドライバー一つ持った組立業者というものは設備が把握しにくいから、これはちよつと団体法では至難であるということではございませぬが、それでは製品においてこの部分品から組み立て、という一貫メーカーと言ひましようか、これがございませぬが、それで全圖的には組立業者が二百八ですか、それから部品製造業者並びに組み立てをやつてゐるのが二百六ですか、こういうふうな数字を示されておられますが、この製品については、部品業者が組み立てる製品と、それから部品製造並びに製品まで出してあります一貫メーカーというのでしよつか、こういうものの製品別はどうなつておりますか。

○政府委員(小出榮一君) 御指摘になりました一貫メーカーというのは実はございませぬ。

○島清君 いや、ここに「業態別製造業者数」と書いて、一貫メーカー十六といふふうな書いてあるのです。

○政府委員(小出榮一君) ただいまの御質問はミシンでございませぬか。双眼鏡でございませぬか。

○島清君 双眼鏡といふふうな書いて

ありますね、この資料には、十五表で「わが国双眼鏡製造業の零細状況」と書いて、(1)、(2)、(3)、(1)には「資本金規模別製造業者数」と、(2)には「従業員規模別製造業者数」、(3)には「業態別製造業者数」、こういうふうにならんと書いてある、十五表にある。

○政府委員(小出榮一君) 確かに資料には一貫メーカー十六と書いてございませぬが、これは多少書き方が悪かつたかと思ひますが、部品の組み立てをいたしますメーカーすべての部品を一貫的にやつてゐるメーカーという意味ではございませぬで、部品の何種類かものを組み立てたかたわら、一方においてある程度の部品を作つてゐる、こういう意味でございませぬ、一貫メーカーというのは厳密な意味においてはちよつと表現が悪かつたかと思ひます。

○島清君 それではいいです。それは十六表に「部品製造業者の実態」と書いて、その(3)に地理的分布状況として、ことさらに組立業者と部品製造業者と、こういうふうな区別してあるのですね。区別してあることは、組み立て業者が二百八で、さらに部品製造業者が組み立てを合せてやつて二百六あるといふふうにししか解釈はできないのですね、これはどうなんですか。

○政府委員(小出榮一君) 十六表の「地理的分布状況」の組立業者と部品製造業者は、これは欄別に書いてございませぬが、もちろんこの中には組み立てと部品製造との兼業部門のものがこの中に含まれておる、こういう計算になります。

○島清君 ですからその製品の比率はどうなつてゐるのですか。組立業者が

作る製品と、部品製造業者が最終製品までやる、その製品の率はどうなつてゐるのですか。

○政府委員(小出榮一君) 今申しましたように、組立業者であつて、ある程度の部品を兼業としてやつてゐるといふのがあることを申し上げましたが、実はこの表をいたしましたは、具体的な数字としては出ておりませぬわけではございませぬが、ただいまその正確な数字を手元に持つておりませぬけれども、全体の数といたしましては非常に少い数字である、かように考へていただいてよろしいかと思ひます。

○島清君 そういふことは了解することのできないのです。ですから団体法では、いわゆる部品の製造する業者であれば把握できるし、団体法でも可能であると言つた。しかし組立業者は設備がなかなか把握しにくいから困難であるということだつたのだから、ここで、それではその部分品を作つていゝわゆる設備を持つて組み立てして製品を出してゐる業者と、単にドライバー一つを持つてゐるいわゆる組立業者です、この手によつてどれくらゐの製品が作られてゐるかということがはっきりしないと、これがはっきりすることができないといふようなことになりませぬ、この法律はさうなんものであるといふことになるわけですね。敵は本能寺にあつて、非常にさうなんものであるといふことが言ひ得るわけですから、この数字を明確にしてもらいたいのと思ひます。もしあなた方の手によつて明確にすることができなければ、委員会の手によつて明確にすることもこれまたできませんので、それを私たちがやつてもよろしいかと思ひます。

○政府委員(小出榮一君) その数字は責任をもつて明確に私どももいたしますが、今御質問の中にございませぬが、品部門については設備的に明確にとらえ得るけれども、組立業者については明確にとらえ得ないという点との関連の点でございませぬが、組立業者が同時にある程度の部品の製造をいたしてございませぬ、それは部品部門に関する製造でございませぬ、組立部門そのものにつかまはしては、設備的にはこれは依然として把握しにくいという点においては、組立業者が部品の製造をいたしてございませぬ、御質問におきましても全く同じである、こういう意味に御了解いただきたいと思ひます。そして具体的に、いわゆるドライバー一本といふうな形だけでやつておられるのは、第十五表の業態別製造業者の表の中に、最後に書いてございませぬ調整のみと書いておられます、そういう団体が百四十ございませぬが、これが純粋にそういうドライバー一本だけの業態、こういうふうな御了解いただけばいいかと思ひます。で、なお兼業的な部門等につきましては、その実態の資料をのちほど調整いたしまして御提出いたしたいと思ひます。

○阿部竹松君 大臣に一点だけお尋ねいたします。

今の島委員、阿具根委員との質疑応答の中でお伺ひしたわけですが、この法案全部を流れるものは、この今東南アジアの新地開拓とか、アメリカの新地開拓とかおつしやいましたが、実際この法案のねらいは、これからアメリカに行つて、十万台売れておつたミシ

ンを十五万台にするとか、あるいは一
万台落つておいた東南アジア—これ
は例ですがね、一万台輸出しておいた
ミシンを一万五千台にするとかい
が真のねらいでなくして、ほんとうの
ねらいは、一例をあげてみますと、ミ
シンが大阪で十四ドルから十六ドルく
らいでできるのです。これは船賃もか
かるでございましょうし、ほかのいろ
いろな手数料もかかるでございしまし
うけれども、その十四ドルから十六ド
ルのミシンが、アメリカに比べて大
七下ドルから百二、三十ドル、こうい
うことはこれは過当競争がやはり最
原因でしょう。従つてこの法案は、
總体的に見て海外で拡張しますとかな
んぞとか言つて、りっぱな言葉をお
しやるけれども、過当競争を防ぐとい
うことが、とにかく大臣、真のねらい
でないかと私は思うのですよ。そこで
海外にいつて新地開拓して、これから
どうするとなると、こういう法案じゃ
うまくないと思う。それからもう一つ
国内はどうするかということですね。
従つてこの法案の真のねらいと、それ
から国内ではどうするのですかとい
うこと。もちろんこれは輸出振興法で
から、国内のものはかまいませんと
言つても、われわれが知っているだけ
でも、三菱とか、ジュキとか、プラ
ザ・ミシンとか、蛇の目とか、たく
さんございませう。こういうのはやは
り、国内と海外でやっているわけで
す。ですから輸出の方にばかり目を奪
われて、国内をそのまま放置してお
いてもうまくない。こういう国内をどう
するかということ、真のねらいは、
これは過当競争なんですよと私は思
うのですが、局長の御答弁を伺つてい

ると、いや、これから東南アジアに
いつて新地開拓して、安い品物をい
製品にするなどと、これは理想は美し
いけれども、現実には冷感ですよ。で
からそのものずばりの御答弁と法律
の中身とは違つた。このことを大臣、一
点だけ伺ひたいします。

○國務大臣(高橋達之助君) 御質問の
趣旨がちよつとはつきり私把握できな
かつたのですけれども、輸出の方の振
興の方から言つて、不当競争をやると
いうことはつまらないことであつて、
高く売れるものもつと高く売つて外
貨を稼がなきゃならん、こういうこと
で、この法律はできてはいるわけなん
であります。それについては、生産の責
任を明らかにするために登録制をと
る、こういうわけなんです。ございま
す。そこは国内の消費との方の關係に
つきましては、もちろん国内におきま
してはできるだけのものを安く供給
するといふ趣旨にはやりのつとつてい
かなきゃならないと、こう存じてお
るわけでありませう。

○阿部竹松君 海外の場合ワクが大変
な問題なんです。これはアメリカに
今二つか三つのかくこの種のやは
り組織がある。ところが一つのワクを
とるのに東京都の自動車と一緒に、自
動車の値段よりもナンバープレート
の方が高い。これは現実には高いので
す。ミシンだつてアメリカへいつた場合、
大臣、ミシン一台が、今言う通り百
ドルか百二十ドルか私わかりませ
んが、そのくらいです。しかし一台ア
メリカへ輸出するワクをとるのには
ミシン一台の何十倍というのかく値段
をしていられるのですから、大臣は御承知
かどうかわかりませんが、これは局長

などは知つておるでしょう。そこらあ
たりをどうするかというのがねらい
じゃないのですかというのを僕はお
尋ねしておるのです。大体天地の差が
ある問題なんです。それを一緒にの
法律でしばつていられるのですから、聞く
方もあいまい模倣で、答弁する方もあ
いまい模倣なんです。僕らしろうと
が見てもおかしいのですから、これを
研究した方はつまらぬ法律だなど、こ
うなると思うのですが、そこをお尋ね
してはいるわけですか。

○政府委員(小出繁一君) この法律の
ほんとうのねらいは何であるかとい
うことに関連する御質問だと思つてご
ざいます。結局輸出振興といつて
も、なかなか新規市場開拓といつて
も、なかなか新しいのではありません
か。むしろ過当競争を阻止するとい
ふところに主眼があるのではないかと
いふふうな御趣旨のように承つた
のでございませうけれども、御質問の趣
旨をさういふふうには承つたのでござ
います。それで私どもの考えてお
りますのは、輸出振興と申しますの
は、これは先ほど申し上げましたよ
うに、単に輸出の数量をふやす—輸
出はたしかに軽機械についてはふえて
おるわけにございませう。ある意味にお
きましては輸出は盛んに行われてお
るわけでありませう。それでミシンの業
界につきましても、眼鏡の業界につ
きましても同様でございませう。それ
は輸出は振興しておるから放つてお
いてもいいんじゃないかという議論もあ
り得るわけにございませうが、しかし
ながら、たとえば、先ほど申し上げま
すように、アメリカの市場を支配して
いる眼鏡にしましても、中間にある

パイヤー等によつて買いたたかれる。
ほとんどコストを割るようなところま
で安く売らざるを得ない。それを救済
するためには品質を落さざるを得な
い。それは結局結果において将来にお
いては品質の低下というところに持ち
込まざるを得ないという情勢が、そ
ういふ弊害が目に見えてきておると
いふような現状でございませう。従つて、
今アメリカの市場を支配しているか
ら、これですつても日本の商品が西
ドイツその他と十分太刀打ちできる
というふうな安易に考えることは危険
じゃないか。従つていやが上にも品質
を向上し、そして適正な価格で輸出で
きるような、ほんとうの意味の国際競
争力を持つにはどうしたらいいの
かといふのがこの輸出振興法のねらいで
ございませう。もちろんそのためには、輸
出振興には、国内で生産するのでござ
います。ですから、その国内の生産段階にお
いて十分な措置をとらなければなら
ないといふことは当然でございませう。
そういう意味におきまして、振り返
つて国内の態勢を見ますと、やはりそ
こに過当競争というものが非常に大
きな欠陥をなしておるといふことが実
態でございませう。そういう面につ
きましては登録制度というものの運
営によりまして、業界の安定をはかり、し
かも海外市場とのつながりという
な点につきましても、輸出振興事業協
会の活動による、さういふような二
つのねらいを持った法案である、か
ように御了承を願ひたいと思ひます。

午後二時五十一分開会
○理事(島清君) これより委員会を再
開いたします。

中小企業信用保険公庫法の一部を改
正する法律案並びに商工組合中央金庫
法の一部を改正する法律案を一括して
議題といたします。

これより内容説明を願ひます。

○政府委員(岩武照彦君) それでは、
両法案の内容につきまして、詳細な御
説明をいたしたいと思ひます。

最初に、中小企業信用保険公庫法中
改正法律案の点であります。

この保険公庫は、昨年の七月に政府
出資の八十五億円、それから中小
企業信用保険特別会計からの承継資
産の約二十六億五千万円、合計百一
億五千万円をもつて発足したわけで
あります。業務といたしましては、各地
にありまする信用保証協会の業務に必
要な資金の貸付と、それからその保証
に對しまする保険という二つの仕事を
やつております。

この公庫に對しましては、発足当時
二十億円の出資をいたして、この保証
業務の方の基金をいたし、なお六十五
億円の出資を行ひまして、これは保険
基金といたしたわけにございませう。
今回さらに十億円の出資をいたしま
して、これを保証基金にいたしたのであ
りまして、各地の保証協会に貸付しま
して、保証のワクの拡大、保証料率の
引き下げということに資したいとい
うことで、その關係で本改正法案を提案
した次第でございませう。

なお、今回の十億円は、この産業投
資特別会計から出資したわけでありま
す。同特別会計からの出資の
趣旨に従ひまして、国庫納付金とい

午後一時四分休憩

第九部 商工委員会会議録第十五号 昭和三十四年三月五日【参議院】

問題が起ります。前年までは、これは一般会計からでございますから、その規定もなかつたわけでございまして、今回ののは、産業投資特別会計でございますので、一般公庫と同様に、政府に国庫納付金をするという筋合いに相なりまして、従いまして、その国庫納付金に関する規定も、今回の改正案に入れております。ただし、通常の公庫の場合には、利益があつたら、その金額というふうな規定されておりますが、この保険公庫は、他の公庫と違ひまして、保険事故の発生、あるいはそれに對する代位弁済、あるいはその回収等が、かなりおくれ出て参りますから、当該年度だけの損益で、これを処理しますことは不適當と思われまして、国庫納付金の額も、特に百分の五十というふうなきめてあるわけであります。

大体以上の二点が、この中小企業信用保険公庫法の一部改正法案の内容でございます。なお、現在までのいろいろな保険公庫の業務等につきましては、御質問に應じてお答えしたいと考えております。

それから次に、商工組合中央金庫法の一部改正の法案でございますが、この商工組合中央金庫は、御承知のごとく、昭和十一年に、中小企業金融対策の一環として発足してございまして、当時、半官半民で政府と民間との出資のおの二分の一ということに発足いたしました。主としてねらいは運転資金、あるいは短期長期の運転資金等を組合——当時ありました商工組合、あるいは工業組合等の組合に貸す、あるいは組合員に貸す、そうして、いわゆる系統金融の疏通をはかるということ

が、この中央金庫の趣旨でございます。戦後、政府も累次出資いたしました。また、それに應じて、民間の出資もふえてございまして、現在におきましては、政府出資が二十六億圓、民間出資が約二十一億圓になっております。

それにつきましては、今回さらにこの金庫に對しまして、政府出資十二億圓増額いたしました。目下最も望まれております貸出金利の引き下げに資したいということで、その趣旨の予算も組まれておりますし、また、この法案の改正をお願いしたわけでございます。

十二億圓出資いたしました。これと中央金庫自体の各種の自己努力とを合わせまして、大体、目標として、平均貸出金利におきまして二厘五毛から三厘近くという辺の金利引き下げを行いたいということで、目下具体的な措置は検討中でございます。

なお、この出資の増加の際に、従来から行なつております業務につきまして、いろいろ付帯的な面でも、さらに整備いたしました方が、この中金の運用上も適當かと思われることもございまして、その点につきましても、三、四の改正をいたしたいと考えていただいております。

その第一は、預金の受入先を追加いたしましたことでございます。現在まで商工中金に預金を受け入れることのできる範囲は、中小企業者を構成員としております団体、つまりまあ組合とその構成員、それから公共団体、あるいはその他営利を目的としない法人並びに主務大臣の認可を受けた銀行、その他の金融機関、こういうふうになつ

ておりますが、この中金の方の業務の主体が、貸出業務あるいは債券発行業務というところが中心になっております。関係上、そういう業務に付帯して、預金の受入先を増加いたしました方が、これらの業務が円滑にいくということもございまして、若干の追加をいたしましたわけでございます。

その第一点としましては、現在、中金は余裕金の短期貸付を行なっておりますが、それからの預金の受け入れは、現在ではできません。これはやはり、貸付、預金というふうな関連した業務でございまして、その関係で、こういう取引先から、預金を受け入れられるようにしたいということが、この第一点でございます。

その第二点は、これはいろいろな人的、物的の保証、あるいは手形の振り出しというふうなことで、中金がいろいろ貸付を行なつております債権に關係しまして、そういう付帯的といひますか、從屬的な債務を負つておられるからの預金を受け入れるようにしたらよからうということをお考えいただくわけでございます。これは結局、そういう際に、そういう人からの担保、あるいは保証の提供等が、いろいろな経済の變動で十分にかない場合がございまして、そういうときに、預金があれば、それで満足な保証となるということもございまして、また中小企業者が、組合員である中小企業者が手形割引を依頼されましたときに、中小企業者だけの信用ですと、なかなか手形が割りにくい場合もございまして、そういう場合に、振出人の方の預金があれば、手形が割りやすいということもございまして、もっぱらそういうふう

な、業務の円滑を考えて、この特定の債務者からの預金を受け入れるようにすることでございます。

それから、その第三点は、これは商工債券の発行を円滑にいたしますために、債券の応募者あるいはまた買入れしようとするものからの預金を受け入れられるようにしたらどうか。これは、結局この預金で振りかえて債券取得者となりますので、債券の取得、発行を円滑ならしめるということでございます。

それから第三として、業務の範囲を広げました第二点は、商工債券の保護預り先の拡張の問題。これは、現在は、所屬団体あるいはその構成員となつておりますものを、若干広げまして、普通の金融債の発行機関と同様に、債券所有者のために保護預りができる、こういうふうにしたらどうかということもございまして、これは、もっぱらサービス業務かと思つております。

それから第四であります。これは、現在出資金あるいは株式払込金の受け入れ、配当受け入れ、あるいは配当金の支払い等につきまして、所屬団体の組合の分の取扱いは認められておりますが、組合員の分は、現在の法律では認められておりませんので、そこは、組合員に對する實際の仕事の便宜上、そこまで広げたらどうかということもございまして、

それから第五は、これは業務の範囲の問題でございます。現在、商工組合中央金庫に對します出資の口数の最高限度が一万口に制限されております。これは、特定の出資者がたくさん口数を持たないようにという配慮

からかと思われまますが、いろいろ政府出資がふえますについで、民間出資もふやして参らなければならぬわけでございまして、そういうふうな全体の出資がふえて参りますと、この口数の制限は、むしろ出資の増加の円滑に行われぬようなおそれもございまして、それから、いろいろ能力のあるところが引き受けてもらえなくつて、小規模の組合に出資を無理に頼むということになつても、まずいようなこともございまして、これはこの際、全体の出資の増加に伴ひまして、一万口というのを五万口まで上げたかどうか、こういうふうにお考えいただくわけでございます。ちなみに、一口の金額は百円でございます。

それから小さい改正でございます。この出資の持ち分の自己取得が、特殊の場合にはやはり必要になつてくるわけでございまして、たとえば組合の整理、解散の場合、あるいはその他債権保全というような見地から、どうも自己取得ということが禁止されておる現行法のもとですと、なかなかその組合と商工中金との取引があまり場合なんかには困つたことになることがありますので、これは、いわば自己取得を認めまして、そうして経済的な相殺ということにしたらどうかというふうにお考えしております。

それから、これは条文の整備でございます。法律として成立したわけでありまして、その際、この商工中金法も改正になりましたが、ほかの組合、たとえば塩業組合あるいは酒造組合等につきましては、中小企業者が、大半を占めておる組合というふうな限定がついてお

るからかと思われまますが、いろいろ政府出資がふえますについで、民間出資もふやして参らなければならぬわけでございまして、そういうふうな全体の出資がふえて参りますと、この口数の制限は、むしろ出資の増加の円滑に行われぬようなおそれもございまして、それから、いろいろ能力のあるところが引き受けてもらえなくつて、小規模の組合に出資を無理に頼むということになつても、まずいようなこともございまして、これはこの際、全体の出資の増加に伴ひまして、一万口というのを五万口まで上げたかどうか、こういうふうにお考えいただくわけでございます。ちなみに、一口の金額は百円でございます。

重点でございます。これで数億を期待するというわけには参らぬだろうと思います。また性質上、比較的これは、短期の金になると思ひます。

それでございますから、この点は、現在三十四年度には三十数億の預金をふやしたいと考えておりますが、それにはあまりこの数字は影響しておらぬという程度でございます。

○島清君 両案について、若干の御質問を申し上げたいと思ひますが、今小幡委員の質問もございましたので重複する面もあるかと思ひますが、ちよつとお客さんが来られて、廊下へ出ておりましたので、小幡委員の質問と、それに対する御答弁を承わつておりませんので、重複する面がありましたら、あとで速記録を拜見させていただきます。けつこうですか、御答弁にならないまでもよろしゅうございます。

まず、信用保険公庫法の改正に対する御質問を申し上げます。御質問が、今回、十億円が出資されて、保証協会の貸付に回される、ということについては、保証協会の弱体を援助するという意味で、まことにけつこうな処置だと思ひます。その配付の基準は、どういふふうを考えておられるか。ややこの点は、小幡委員も御質問があつたやうであります。今までの貸付額と、それに今回の十億円の配付の計画をあわせて、一つ御説明いただきたい、こう思ひます。

○政府委員(岩武照彦君) 配付の基準は、先ほども御説明したのでございませぬが、やはりせつかく國の財政資金を貸し付けるのでございませぬから、まず第一に、それを有効に利用してもらはうということが一番の念願でございます。

す。そういったしますと、おのの協会につきまして、どの程度の保証契約が進んでいるか、あるいは貸付契約において、どういふふうな経理内容を健全化しているかという点を一番考えなければいけません。ざりとて、こういふことだけで見ますと、五十二あります協会の中には、いろいろ大きい、小さい、あるいは経理内容に差がございますので、やはり、いわば一番小さいところにつきましては、単に、そういうことだけでは、いつまでたつても保証協会が健全になりませんので、いわば言葉は悪いですが、弱小保証協会の強化という点にも重点を置いて配つております。三十三年度に二十億を分けてみました基準も、大体そういうことでございますし、明年度も、大体そういうことを主として考えたいと思ひます。

三十三年度の協会別の貸付の区分につきましては、ちよつと後ほど御説明したいと思ひます。

○島清君 信用保証協会の債務保証の限度の額、保証料率は、各保証協会によりまして、多少の相違があるやうでございます。現在では、各保証協会の設立の当初の経過等にかんがみましても、また、地方財政の違いなどからいへば、やはり、やむを得ないことだと思ひますが、今後は保証協会の業務内容、さらに保証料率などについて、統一化をはかつていくことが必要じゃないかと、こう考へるわけでございます。その点について、いかようにお考えでございませぬか。

○政府委員(岩武照彦君) 御趣旨、まさにごもっともでありまして、実はわれわれの指導の目標も、そういうところに置いております。

ただ御承知のように、この保証協会は、昭和十四、五年ごろから自然発生的に各地でできましたのが、戦後さらに拡がり、かつ法制化された次第でございまして、現在各地に五十二ございまして、いろいろと各協会の内容等について見ますと、異なつた事情、異なつたやり方をやっております。現に、この保証料率につきましても、最高は年三分で押えておりますが、協会によりまして二分六、七厘というのもございますし、あるいは二分二、三厘というのもございます。中には都道府県から、一定の補助を出しまして、最高一分五、六厘というふうな安いところもあるやうでございます。

そこで、われわれとしましては、やはり同じ保証協会というわけでもございませぬが、事情は違つたところでは、これは困るわけでございます。それから、何とかして高いところを下げたいというところを考へております。そのために、まず一番必要なことは、やはり各協会の経理内容につきまして、もう少し改善をはかる必要があるやうと思ひます。幸いこの保険公庫も改善いたしましたために、経理方法自体の統一といひますか、ということあたりから始めまして、同じやうな基準で各保証協会の経理を見まして、そうして手数料を下げられるものは下げたいといふやうに思ひております。

あといろいろこの保証の手續あるいは方針あるいは具体的にいひますれば、業務の運営等につきまして、できるだけ統一をはかつて参りたいと思ひます。

私、考へるのでございます。御指摘のところは、まさにその通りでございます。今後自然発生的にできましたままの保証協会の、できるだけ統一という言葉を悪うございませぬが、統一した業務運営方法で処理するように指導して参りたい、こういうふうに考へております。

○島清君 今、お尋ねしたようなことも関連をするわけでございますが、保証協会は、中小企業に対する信用補完業務の第一線に立つて、その仕事を担当しているわけでございます。信用保証協会に対してその基礎を強化したいというやうな今の御答弁に対して、これは当然のことでございますが、政府資金を貸し付け、財政的な援助を行なつて、これは、今日においては当然のことでございます。従来よりも、当然、公共性は要求されなければならぬと思ひます。

その観点からいひまして、今後の信用保証協会についての健全化のために、今のような御答弁よりは、やっぱり指導と監督について、もっと一歩進めた積極的な策がなければならぬと思ひます。一歩進めた積極的な指導監督についての御方針があれば、この際承わつて置きたいと思ひます。

○政府委員(岩武照彦君) ただいま申し上げましたのは、保証協会に対する業務運営の指導方針の考え方でございませぬが、考へてみますと、中小企業の金融の問題は資力、信用の薄いものが、簡単な手續で金を借りられるといふところが、これは、まあ最終のねらいだと思ひます。

そういったしますと、保証協会等も、自分の保証は、できるだけこの中小企業者の要望に応じて保証をつける、しかしその危険については、これは国あるいは保険公庫が、保証協会の制度でカバーする、従つて保証協会は、保証をつければ、必ず保険に付するといふことで、保証もしやすくし、また料率も安くなるので、中小企業者が希望に応じて、この金を借りられるといふことが最終のねらいでございます。行か行かは、やはり保証の仕事と、それから保証協会の仕事と、これはやはり緊密に結合いたしました、両方の制度が、十分に解け合つて動いて、始めて中小企業金融の目的を達するだらうと思ひます。

そういう趣旨におきまして、保証協会の業務運営の改善は、これは第一歩でございますが、それと並行いたしまして保証協会の問題も、重要な信用補完の一環として掲げたいと思ひます。しかしまだ、なかなか保険の方は、おのの保険制度発足後、日も浅いことございまして、的確なデータ等も、まだつかめませんので、もう少しそういう具体的な事故率等のデータをつかみまして、改善しなければいかぬと思ひますが、ねらいとしては、そういう包括保険を中心にして、保証を拡大していこう、こういうふうにしたいと思ひます。

○島清君 その保証業務を遂行して参りますに当りまして、私たちが、その中間におきましてお聞きいたします声は、非常に時間がかかるという事柄でございます。

金を借ります場合には、かなりやはり差し迫つた場合が多いのです。大企業と違ひまして、計画的に、この事業に対して資金量が幾ら要すると、こう

いふと思ひます。

いったような、計画的なおろそかにされまして、とにかく必要になりますという、足もとに火がついたように金を借りていく、ところが、その能率が非常にのろいものですから、従って、こういったようなせつかくの金融機関に頼らずに、町の高利貸しの方へ頼ってみたりすると、こういったような弊害が、かなりあるように私たちが承知しているわけなんです。

従いまして、これについては、せつかくのこの保証業務が、それで中小企業のために、その目的を十二分に發揮して参りますためには、この能率化の問題が、やはり並行的に促進をしていかなければならないと、私はそう思っているわけなんです。この保証業務の迅速な処理の仕方、こういったようなことについて、やはり格段の御指導が必要じゃないかと、こう思いますが、その点についてお考えを承わっておきたいと思えます。

○政府委員(岩武照彦君) 全国にありまして五十二の保証協会の内容を見ておきますと、協会によりましては、かなり事務員等も整備いたしまして、ある程度の事務量に耐えるような態勢もできておるようでございますが、まだ協会によりましては、きわめて事務陣容が貧弱で、とても、これでは大へんだらうと思ふようなところが実はあるようでございます。これはやはり經理的な基礎が確立してないということにも、一つはよるだらうと思ひまして、こういった面は、やはり固あるいは地方団体の援助が必要だらうと思ひます。これも固あるいは地方団体、それぞれ行なっておりますが、こういったものに

よりする事務陣容の整備ということも、これはまず目下、一番急がれてい

それからその次にありまする問題は、やはりお話のありましたような手続関係に、いろんな複雑さもあるかと

それから、またその付保をするには、保険公庫に対する連絡、報告といったようなものも、いろいろあるよう

○島清君 今あれなんです、申し込ん

○政府委員(岩武照彦君) これは、各保証協会により、あるいはまた保証を

○島清君 商工中金の改正法案に関係

○政府委員(岩武照彦君) 現在の中金

期、つまり二年をこえるものにつ

○島清君 もう一点……

○政府委員(岩武照彦君) この商工中

○島清君 これは、小幡委員も少し賃

○島清君 これは、小幡委員も少し賃

○島清君 これは、小幡委員も少し賃

努めようとするその意図は、まあ、わからなくてもいいのです。私も、それは了解するにやぶさかではないのです。が、しかしながら商工中金が、元来組合金融の中核機関として、組合並びに組合員の資金を吸収して、相互扶助によつて金融の円滑化に資せんとするものであったことは、これは申し上げるまでもないことなんです。まあ今回、預金者の範囲を拡充して、中小企業者と取引あるものにも、預金吸収の手を伸ばされるということになります。という、他面においては、他の営業権と抵触するようなことにもなりかねないと思ふのです。商工中金の持つている債権の保全のために必要とする限度という制約がついているけれども、従来からそういう業者を相手に金融してき信用金庫や、それから相互銀行から反対の音が私たちの方にも起つて参つておりまして、この改正法案が出されますという、陳情を受けているわけなんです。商工中金が、一方には政府資金の援助を得て、半官半民的色彩によつて、大きな信用をもつて資金吸収に乗り出す、純粹の民間事業である相互銀行とか、信用金庫については、強敵になるわけです。

そこで、商工中金に対するこれが業者の預金は、単に債権保全という役目だけのものであつて、その役目が済めば、取り上げられるものかどうか、取り上げることについて、法律的また行政的の保障が、どんな形で行われているのか。この点を明らかにして、信用金庫や相互銀行との競合することが限定されている点を明確にしてもらいたい、こう思うわけでありまして、

野の範囲というものが、なかなか混乱をしていくのではないかと、こういうふうな思つておられますので、この法案の成立が、かえつて中小金融の円滑化を阻害するようないことがあつては私はいけないことだと、こう思ひます。この際、大蔵省の財務官も見えておられますので、信用金庫であるとか相互銀行であるとか、こういったような金融機関との線といひますか、そういうものについての、一つ御見解を明らかにしていただきたいと思ひます。

○説明員(大月高君) 今回、改正いたそうといたしております点は、貸付債権の保全という目的のために、構成員以外から預金がとれる、こういうことと限定されておられますので、一般的に預金業務の範囲を拡げて、他の中小金融機関と競合するというものはないものだと考へております。相互銀行、信用金庫の方面で、この改正案について危懼を抱かれておられると思はれますのは、これが、むしろ商工中金の預金業務を拡張する目的を持つておられるからだろうと思つておられます。この制度の趣旨といたしまして、これは単に債権保全の目的に直結すると、そちらの方に目的があつて、預金を多く集めるのが目的ではないのだということをはつきり御理解願えれば、問題はないのではなからうか。

○島清君 改正法案の二十九条ノ二のところに、今の御説明のございました部分に關係いたしまして、「当該債権ニ係ル債務者ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノヨリ預金ノ」云々とあるわけですが、この「命令ヲ以テ定ムルモノ」ということは、どのようなものであるか。これは命令の内容を、具体的に一つ、御説明いただきたいと思ひます。

○政府委員(岩武照彦君) 今考へておりますのは、先ほど大月調査官が答弁いたしましたような範囲のものでありまして、具体的に申し上げますと、連帯保証人、それからまあ物上保証を含めました保証人、それから中小企業者が継続的に割引を持ち込むと思われる手形の振出人程度であります。大体それくらいは範囲で、あるいはまだ、もう少し研究の結果、若干ふえるかもしれないけれども、大体、その程度のこととでございます。

○阿部竹松君 この保険公庫法の改正の点ですがね、御説明なされたこの第二の中の、「国庫納付金に關する規定を新たに設けようとするものであります。云々から、最後に「その残余の額の百分の五十に相当する金額を国庫に納付することにしております。」と、こういうことに、最後なつてございませぬ。そうしますと、はつきりわかりませぬけれども、国有財産措置法でしたか、會計法に、こういうこの種の、とにかく剰余金、つまり益金ですね、これは、一切国庫に納めなければならぬ、こういう規定があつたやに聞いて

○政府委員(岩武照彦君) 私も、その法律の名前は、よく存じておりませんが、この法律の規定によりまして、この法律に對します特例ということになるかと思つております。

○阿部竹松君 そうしますと、まあ長官も、よく御存じないと同じように、私も、法律の名前はわかりませぬけれども、そういう法律がある。そうすると、それがあつた場合、当然これは、この法律から除外される、こういうことになるわけですか。

○阿部竹松君 そうしますと、当委員会で扱つておりませぬけれども、国民金融公庫とか、あるいはこの商工中金の剰余金は、このようになっておりますね、剰余金が生じた場合、信用保険公庫のようになっておりませぬけれども、同じような性質を持つていふんです、どうして、そういう差をつけなければならぬかという点ですね。

○政府委員(岩武照彦君) 商工中金は、これは半官半民のあれでございます。民間の機関でございますから、その規定の適用を受けないわけでございますが、中小企業金融公庫、あるいは国民金融公庫は、公庫の一般通則に

よつて左右されるのであります。それで、なぜこういうふうな特例を保險公庫について認めるかという御質問でございますが、

(理事上原正吉君退席、理事島清君着席)

これは御承知のように、保証保險にいたしましたも、それが期限が到来して、何といひますか、債務者が本来の債務の支払いが不能になりまして、そういういたしますと、保証協会がかわつて債権者に弁済する、いわゆる代位弁済をするわけでありまして。その時期が、かなり時間的に付保当時よりもずれるわけでありまして。それから代位弁済にいたしましたものを、今度は債権者に向つて回収を開始するわけでありまして、これもまた完全に回収されるわけでありまして、いろいろと回収がおくれることもありませう。そういうときに回収不能事故ということ、保險金の請求を公庫に向つてするわけでありまして。そうしますと、かなり保險金の請求まで付保当時から期間がかかつておるわけでありまして。通常二、三年はやはりずれるというものが、今までの通例のようでございます。そういった損益の決算をしておりますが、それが当該年度だけの經理でございます。將來に向つてやはりある種の危険とか、損失が起る可能性を含んだ決算になるのであります。それで保險公庫の經營の一貫性を保ちますためには、やはり利益が出たらすぐに国が召し上げるといふことでは、翌年また逆になるかもしれないので、そういうことではまずいのでありますから、利益を国に納める程度は半分程度にいたしまし

いるんですよ。私の記憶違いであれば別問題ですがね。もし、そういう法律があつたとすれば、これと、どういふ關係が生じてくるか、その点をまず、お聞きしたいと思ひます。

○政府委員(岩武照彦君) 私も、その法律の名前は、よく存じておりませんが、この法律の規定によりまして、この法律に對します特例ということになるかと思つております。

○阿部竹松君 そうしますと、まあ長官も、よく御存じないと同じように、私も、法律の名前はわかりませぬけれども、そういう法律がある。そうすると、それがあつた場合、当然これは、この法律から除外される、こういうことになるわけですか。

○政府委員(岩武照彦君) 向うの法律の規定が、一般的な規定でございます。この法律が、特例になりまして、従つて残る百分の五十が、これは公庫に積立金として將來の保險關係の支払いに充てるために留保される、こういうふうな考へております。

○阿部竹松君 そうしますと、当委員会で扱つておりませぬけれども、国民金融公庫とか、あるいはこの商工中金の剰余金は、このようになっておりますね、剰余金が生じた場合、信用保険公庫のようになっておりませぬけれども、同じような性質を持つていふんです、どうして、そういう差をつけなければならぬかという点ですね。

○政府委員(岩武照彦君) 商工中金は、これは半官半民のあれでございます。民間の機関でございますから、その規定の適用を受けないわけでございますが、中小企業金融公庫、あるいは国民金融公庫は、公庫の一般通則に

でございます。先般日本銀行の公定歩合を一銭九厘にいたしましたときに、市中の金利といたしましては標準金利という制度をとりまして、これが優良な貸し出しに適用になり、これが同じく一銭九厘ないし一銭九厘五毛と書いておきます。そういういたしますと、大体において七分ちよつとという数字になっておりまして、そういう意味から申しますと、標準になる金利はドイツと比べましてそう高いわけではなからう、こういうように考えます。

〔理事島清君退席、理事上原正吉君着席〕

ただドイツは、イギリスとかアメリカに比べましては、金利は相当高い国でございますので、英米におきましては、これよりさらに低いとわれわれは大体考えておりますので、今の水準から申しますと非常に優良なものにつきましては、ドイツよりまあやや低いくらい、それから英米あたりに比べての水準はまだ相当高い、このくらいの感覚でお考えになったらいいと思えます。

○阿部竹松君 それです、大月さん、イギリスが四分で、日本が四分と仮定しますね。しかし同じ四分であっても、その国の経済状態なり、その他の指数によって、必ずしも、四分であるからこちらが高くてこちらが安い、四分で同じだということにはならぬわけですね。その国の経済状態を把握しなければ、日歩何銭何厘とか、何分何厘では僕とはよく割り切れない。従って、僕はあなたの御答弁がまあ大体僕と同じような考えですから、まあそれで僕の見たのは間違いないかと思っておりますが、ところで問題になるの

は、何で日本の金利が高いかというかと、政府が、中小企業が利用するこの種の金融公庫に金を出さないのですね。日本が一番少いそうです。これも僕の本を見た受け売りですから、明確に外国に行つて調べたわけではないからわかりませんが、たとえ今回二十六億を十二億ふやして三十八億にする、こういうことですがね、これは例に当てはまるかどうかわかりませんが、世界銀行から一つの電気会社が金を借りてくる。百億でも二百億でも、これは、借主は確かに電気会社であるけれども、裏判は日本政府が押すわけですね。一つの電気会社が、これは筋が通うでしょう、しかし、一つの銀行のとにかく力をもつてしても、百億も二百億も世界銀行から借りてくるのに、これは政府が裏判を押すということになって片方のとにかく何百万とある中小企業がおおむねお得意さんになつたというこの種の金庫になつた三十八億とは、これはあまりにも岩武さん策が過ぎるような気がするのですかね。これはいかがでしょうか。

○政府委員(岩武照彦君) 御指摘の通り、いかに策のないことでもございませぬが、ただ、こういうことを一つ阿部委員におかれましては御検討をお願いしたいと思います。実は、政府関係金融機関が、現在貸出の残高におきまして、約三千億くらいになっております。これは、大体、中小企業者が各種の金融機関から借りておられますの約一割弱でございます。つまり、三兆二、三千億くらいまで現在中小企業者が各金融機関から借りておられます。政府関係機関の占める比率はわずかに一割弱とところが、都市銀行あるいは地方銀行

もかなり貸し出しておられますが、実は、先ほどお話のありましたのは、信用金庫、信用組合、それから相互銀行、これは中小企業の金融機関として専門的なものでございませぬが、これも全体の残高におきまして約四割から五割くらいになっておるかと思つております。これらの金利がかなり高いのでございませぬ。これは、商工中金も高い、高いといわれておりますが、さらに高いのがあるようにございまして、日歩三銭五厘とか四銭とかいわれるがあるようにございませぬ。実はわれわれの頭痛の種は、政府関係の金融機関の金利については、これはある程度政府が手を入れますれば、徐々にではございませぬが下つて参ります、これは金の量もふえて参りますけれども、一体、中小企業者が一番利用しておる金融機関の金利はどうしたらいいものだろうか、何とかいい方法はないものだろうかと思つておるわけでございますが、これはとても策のないことでもございまして、困つておるわけでもございませぬ。その辺も一しよに考えると、中小企業者としてはなかなか金利の負担を軽減するということにはならぬわけでもございませぬ、そこらあたりいろいろ問題があるということも、答弁になりませぬが御答える次第でございませぬ。

○阿部竹松君 それで、今、長官のおっしゃつたことも実態としてよく理解できます。また私の、こういう法案の申身に賛成ですから、別にこの枝葉末節にこだわつてどうしようというのじゃございませぬけれども、しかし、今申し上げた通り、大体、政府が法律をたくさん作つて中小企業を助けるの

もけつこうでしよう。しかし、金ばかり出したからといって、中小企業が、直ちに全部が生き返るといふようにもまた考えておられません。両々相待つてやはり中小企業を指導していかなければならぬと思つておるわけですが、それにしても、あまりにも少な過ぎるのですね。極端な人はこう言いますよ。政府が財政投融資からどんどん中小企業のこの種の国民金融公庫、これもレベルは一段下ですね、国民金融公庫とか、これだとか、あるいは農林中金、こういうような半官半民からとにかく政府が一手に引き受けてやられる。これに金を出すと、結局安い金利で貸さなければならぬから、大財閥といつておる三菱銀行、三井銀行、富士銀行、こういうのが出すのに反対して猛運動をやつておる、従つて、政府は出さないのがある、これはきわめてうがった話で、そこまでいけば何をかいわんやという話になる。そういううわさが飛んでおるほど政府がきわめて金を出さないわけなんです。これは合計、合わせて三十八億ということになしに、何らか打つ手はないのですか。

○政府委員(岩武照彦君) まあ、われわれ微力でございますが、できるだけこれをふやそうと思つて毎年やつておるのでございませぬ、一つ皆様方の御協力によりまして、できるだけ早く御指摘のように目的を達成したいと思つております。

○阿部竹松君 まあ、それは政務次官にお尋ねするのが正しかったのかも知れませんが、あるいは大臣にお尋ねするのが至当であつて、いかに長官といふことも、閣議に出たり、大蔵大臣と直接交渉するわけじゃないでしょうか。

○政府委員(岩武照彦君) 初めの方のお話でございませぬが、これは端的に申しますと、出資をする組合のいろいろな経済的な力の差が出て参つておるかと思つて、強固な組合で財政的基礎が固まつておりましたら、あるいはかなりな出資もできるものもあるようにございませぬが、中には微弱でございませぬ、なかなか大きな口の出資もできないところもあるわけでもございませぬ。それで建前としましては、これは民間出資もできるだけふやして参りますし、また政府出資もふやして参りますれば、それに應じて民間出資もふやして参りますときに、この口数の制限がございませぬ、引き受け能力のある組合に持つていく限度ができて参りますし、片方その尻があまり引き受け能力のない組合の方に回ることになつてもまますいものでございませぬから、それ

ら、これ以上あなたに——衆議院で予算も通つてしまつたから、十二億が安じやないかといつても、どうも水論になつてしまつておそれがあるのではございませぬ。

その次に、一万口を五万口に拡大したのでですね。五倍になつた。これも大いにけつこうかと思つておるが、これは政府が二十六億を十二億ふやして三十八億にしたということに原因があるのですか。

それとも広く民間の資金をこの種の金庫に集中して利用させようとなさることでふえたのですか。そのあたりどうなつておるのですか。それから団体ということですが、政府はおそらくこの団体に入らぬと思つておるが、やはり所属団体というものに政府も入るわけですか。

○政府委員(岩武照彦君) 初めの方のお話でございませぬが、これは端的に申しますと、出資をする組合のいろいろな経済的な力の差が出て参つておるかと思つて、強固な組合で財政的基礎が固まつておりましたら、あるいはかなりな出資もできるものもあるようにございませぬが、中には微弱でございませぬ、なかなか大きな口の出資もできないところもあるわけでもございませぬ。それで建前としましては、これは民間出資もできるだけふやして参りますし、また政府出資もふやして参りますれば、それに應じて民間出資もふやして参りますときに、この口数の制限がございませぬ、引き受け能力のある組合に持つていく限度ができて参りますし、片方その尻があまり引き受け能力のない組合の方に回ることになつてもまますいものでございませぬから、それ

でこういうふうな限度を上げて、能力のある組合は五万口まで喜んで引き受けてもらう、そしてその尻が力の弱い組合に回らないようにする、こういう考えでございませう。五万口と申しましたも、一口百円でございます。あまり大きな金額ではございません。

○阿部竹松君 所屬団体という方は。○政府委員(若武照彦君) 所屬団体という中には政府は入りません。

○阿部竹松君 最後にお尋ねいたしますが、金庫法の内容に最高幾らという額がきめてあったように記憶するのですが、これはどうであったでしょうか。たとえば貸し付ける場合にです。この法にあらたな気がするので、どうですか。

○政府委員(若武照彦君) 保険公庫の協会に対する貸しつけの場合は最高最低限はございません。これは予算の範囲内で先ほど申し上げました基準によつていたします。貸し出しの限度がございませう。中小企業金融公庫の方でございませう。これは貸出先に対して一応千万円、それ以上こししました場合は、特別な事項によつた場合には承認によつて出す、こういうようなことになっております。

○阿部竹松君 私、今長官のおっしゃった公庫と、国民金融公庫は最高額があったので、これもあつたように記憶しておつたのですが、ないわけですね。そうすると別に今度増資しても、口数がふえても、そういうことには全然かかれない、こういうことになりませう。

○政府委員(若武照彦君) 今のお話は商工中金でございますが、商工中金の方には貸し出しの限度は法律ではきめて

ておりません。

○理事(上原正吉君) ほかに御質疑はございませうか……。ないようでございますから本案に対する本日の質疑はこれをもって終ります。

○理事(上原正吉君) 次に、特許法案外九件を一括して議題とすることに御異議はございませうか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○理事(上原正吉君) 御異議ないと認めて、さよう決定いたします。

これより前回の引き続いて質疑を行います。御質疑のある方は順次御発言を願います。

○小幡治和君 今いろいろ特許関係、実用新案、意匠、たくさんの法律が出ておりますが、この特許発明、実用新案それから意匠、この三つは一般には異つた概念として見られておりますけれども、その境目というものが非常にあいまいだと思つて、従つて法案でも、特許で出願したものを実用新案にすることもできるし、また意匠で出願したものを実用新案に出願変更できるというふうな規定もありません。そこでまず理論的にどういふ差異があるのか。その点理論的にはっきりしているのかどうか、まずお伺いしたいと思つて、それから実例をもつてどういふような場合に、出願変更されるのかどうか。それからどんな場合に特許なら拒絶されて、これを実用新案にすれば通るのか、これも実例で示してもらいたい。それらの点一つお伺いしたいと思います。

○政府委員(井上尚一君) 特許権の對象は発明ということになっておりま

して、特許法の第二条の定義で、「発明」とは、自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のものをいう。と、結局はこういう抽象的な表現になるわけでございます。この発明について定義をおくという例は、各国の特許法を通じて、これまであまりございませぬ。学説あるいは解釈によつて従来はやつて参りましたのが普通でございますが、今回の特許法等関係法律案の改正の機会に最近のわが国の法制の大きな一つの方針として、できるだけ国民に対してわかりやすく明快な定義をおくというものが、これは最近のやり方になっておるわけでございますので、定義ということには非常にむずかしいことではございますが、われわれとしましては、できる限りそういうことを法文上明確にしたいと思つて、第二条に定義をおいたわけでございます。しかしながらわれわれとしましては、この法律の定義でもつて十分であるとは必ずしももちろん考へていないわけでございます。今後の運用等を通じて、判例または学説でもつてこれを漸次補つてゆく、そして今御質問の特許権、実用新案権、意匠権の對象というものを、運用を通じて、具體的に、はっきりしたものに持つていく、こういう考へてございませう。で、今、特許の對象としての発明と実用新案権の對象としましての考案と、意匠権の對象、この三つの関連性でございますが、この三者のうち特許権の對象としましての考案と、実用新案権の對象としましての考案というものは、実用新案権の對象が従来の型というものから考案にこれを切りかえしました結果、同質のものを對象とすることになつたわけ

でございます。この程度の違いだけが残るといふことになるわけでございます。実用新案法の第二条で、「この法律で「考案」とは、自然法則を利用した技術的思想の創作をいう」といふことになっておるわけでございます。いまして、結局高度のものが特許の對象である発明であり、そして高度のもの以外が実用新案権の對象として考案といふことで、そういうふうな同じ技術的思想の創作とは申しまして、程度の比較的高度のものを特許の對象として考案、実用新案権の對象としていくといふことではございませぬ。質的には同じようなものがこの對象になるわけでございます。ですから、従つて今御指摘の通りに出願人の側から申しますれば、自分の発明考案が特許権の對象になるのか、実用新案権の對象になるのか明確でない場合があるわけでございます。今仰せの通りこの特許の出願と実用新案の出願との間に、相互の変更を認められたわけでございます。なお、意匠につきましても、これは性質がやや異なるわけでございます。意匠法の第二条で同様意匠について定義を設けておるわけでございますが、「物品の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であつて視覚を通じて美感を起させるものをいう」といふわけで、結局目には訴へて美感を生ずるようなものが意匠になるわけでございます。具體的な実例として、たとえばライターのふたの場合について考へてみますと、デザインとして非常に見た目がよいといふ場合には、これは意匠権の對象になるわけでございますが、これと同時にライターの技術的効果の上から何らかのプラスがある、例として申し上げますれば、火が消えにくい、風が吹いても消えにくいように、まわりに防壁を作るが、同時にそれが意匠として見た目も非常にいいデザインになるといふ場合には、これは意匠の登録出願といふように扱つてもよし、あるいは実用新案の出願として考へてもよいわけでございますが、このような例があり得るかと思つて、あるいはまた扇風機について申し上げても、見た目の美しい、見た目が非常に心理的に美しいといふ場合は意匠でございませぬけれども、これと同時に風力が強くなるとか、危険の防止になるとかといふふうな技術的効果がこれに伴つておるといふような場合には、実用新案、あるいは少し程度が高度の場合にはこれが特許権の對象としての発明にもなり得るといふことが考へられようかと存じます。

○小幡治和君 今度の改正法で発明の内容が要するに技術的思想の創作のうち、高度なるものが特許だといふことになつておるので、特許なんだから工業的発明といふものが特許なんだといふことになつておつた。今度の特許にそういう意味において差異をつけられたわけなんです、特にそういうふうな両者の差異をつけた意義といふものは、どういふところにあるのかということが一つ。

それから現行法の工業的発明といふものだけを取り上げていたときは、農業的発明などは含まないといふことであつたのですけれども、改正法では「自然法則を利用した技術的思想の創作」といふようなことを言つておるの

でありまして、そうなるも農業的発明
というか、たとえ改良品種の創作の
ようなものも特許を受ける発明と見ら
れそうにも思うのだが、こういう点は
どうなんでしょうか。

それから商業的、芸術的発明を特許の
対象としないのはどういう理由による
のか、それらの点一つ御説明願いたい。
○政府委員(井上尚一君) 先刻は特許
法第二条の発明に関する定義を中心と
して御説明申し上げたわけでございま
すが、特許の対象として、特許
法の第二十九条というこの規定と両方
合せて考えるということによって特許
権の対象というものが明らかになるわ
けでございます。

まず特許と実用新案の違いというこ
とから御説明を申し上げたいと存じま
す。すなわち今回特許法の第二条にお
きまして、特許法中の発明とは、「自
然法則を利用した技術的思想の創作の
うち高度のものをいう」というものの
「高度のもの」というものを加えまし
たゆえんのもの、実用新案の対象と
しましての考案と区別をすることが、
そのねらいでございませう。実用新案法
という制度を特許法以外にとつてい
るには、現在世界を通じて、日本以
外にはドイツ、スペイン、ポルトガ
ル、ブラジル、イタリア等十数国で
ございませう。今回の法律改正の機会
に、いろいろ審議研究の過程には、実
用新案権の対象を型から考案に改正す
るということによりまして、特許と実
用新案の対象が同質の技術的アイディ
アということになる結果、実用新案法
を廃止したらどうかというふうな意見
もかなりあったわけでございませう。
で、この点につきましては、日本の産

業界の実情、特に中小企業者方面にお
きまして、実用新案、実用的な考案と
いうものが、従来長年の間、相当産業
の発達に寄与してきたという実用新案
制度は、それなりに役割を果してきた
という実績と、それからもう一つの理
由は、もしこれを一本化しようとする場
合には、現に実用新案権の対象となつて
ますようなものを、相当程度特許法の
対象としてこれを包含していくという
ことにならざるを得ないわけでござい
ますが、そうなりますと、比較
的程度の低い考案というものに対し
して、特許権という期間も長い、そう
いう強い権利を与えるということにな
るわけでございませう。結果的には特
許法の対象といふことが、結局全体と
いたしましての特許発明の水準がそれ
だけ低下するということになるわけで
ございませう。こういう結果を生じま
すことは、技術の進歩を次から次へと
さしていくという特許制度の本来の趣
旨に反するわけでございませう。

で、いろいろ検討しました結果、やは
り今申しましたような理由で特許法と
相並んで実用新案法をやはり存続する
ことが、従来の運用の経験に徴しまし
ても、日本の産業界の発展というもの
から考えましても、むしろ適当であら
うという結論になったわけでございま
す。そういうふうな特許法、実用新案
法二本建ということになりました。何
らかの方法で個々にその対象に区別
を設けざるを得ないわけでございま
すが、その場合におきまして、元來同じ
ような技術的アイデアでございませ
う。で、いろいろ法文上検討しましたけ
れども、結局高度のものというふう

な、何と申しますか、やや比較的高度
のもの、実用新案の対象としての考案
に比べて、高度なものというふうな程
度の表現にならざるを得なかったわけ
でございませう。

次の問題として、従来は工業的
発明となつておりましたが、御指摘の
通りでございませうが、従来は現行法第
一条の規定を今般に新法案の第二十九
条の本文のように書き直したわけでご
ざいまして、従来工業的発明という文
字は使つて参りましたけれども、これ
はやはり工業以外に、農業あるいはマ
イニングの鉱業、そういうものを包
含するものとして解釈され、また運用
されて参りましたので、今回これまで
の解釈あるいは運用を法文上も明白に
するということ意味で、産業上というふう
に今回は改正したわけでございませう。
でございませう。これは工業上利用
することができ発明以外に、鉱山
業、マイニングの鉱業に利用すること
ができる発明ももちろん包含します。
あるいは農業上利用することができ
る発明も、この中に入るわけでございま
す。そういうふうな御了解を願いた
いと存じます。

なお、商業あるいは芸術的発明をこ
れに加えないのはどういう理由かとい
う御質問であつたかと存じますが、第
二条の定義で申しましたいわゆる自然
法則を利用した技術的思想の創作とい
うこととございませう。自然法則を
利用しないもの、たとえて例を申しま
すれば英文文字あるいは漢字、かたか
な、数字、記号、そういうようなもの
を組み合せて暗号の文字を作りますと
か、そういうようなものは、普通、俗
にはいい発明だというふうな言い方は

いたしますが、特許権の対象としまし
ないわけでございまして、あくまでも
特許の対象としましての発明というも
のは、自然法則を利用した技術的思想
と、そういうことになるわけでござい
ます。でございませうから、芸術的な
ものを、考案としましてはこれはある
程度意匠権の対象として入ってくる場
合があるかと存じますけれども、特
許または実用新案の対象としては、考
案ということができるないわけでござ
いませう。

なお農業に対しまして、ついでで
ございませうから申し上げておきたいと思
います。これは特許の対象になるわけで
ございませうが、いわゆる植物特許と申
しますか、非常に大きなバラの栽培が
できた、品種が生れたというふうなそ
ういう新品種自体を特許の対象に考
えたいことは、日本ではそういうい
わゆる植物特許というものは、農業技
術の現段階においては認めがたいので
はないかと考えております。これは結
局技術的思想の創作というふうな点か
ら御理解がつかますように、繰り返し
し反復継続することによりまして、い
わゆるこれを産業上利用するというよ
うな点が特許権の実体でございませ
う。が、そういう偶然な、偶発的な結果
としまして新しい優れた品種が生れ
た、その品種自体について特許として
これを認めるといふことは、考えてい
ないわけでございませう。繰り返しに
なつて恐縮でございませうが、この場合
におきましても、その品種改良の方法
というものが反復継続して利用できる

という場合には、これは特許権の対象
になり得るわけでございませう。
○小幡治和君 ところで大体範圍の見当
はついたのですが、そこで今度新しく
外国における公知公用の問題が出てき
たわけなので、特許法案及び実用新案
法案などでは、特殊の欠格条件として
二十九条に外国文獻の記載といふ点
がいわれておりますし、また意匠法案
では、外国における公知公用というこ
とが上げられております。外国の文獻
に記載されたことや、外国において公
知公用されることとは、これは今日の外国
との交通、通信が頻繁であり、日進月
歩の今日の御時世においては当然と思
うのですけれども、これをそれでは現
実に把握するといふことは、なかなか
全世界隔々の問題でありますので非
常に困難だと思つて。従つて、無効
審判の請求があつて初めてそういうこ
とがわかる、これは外国の公知公用で
あつたということがわかるというふう
なことになるきらいがあるのじゃない
か。特許庁におきましては、要するに
これに対する調査能力といふ点か、
こういうものが十分あり得るのかどう
か、要するにその調査の方法、実際
こういう方法によつて調査能力がある
のだということがいえるのかどうか、
その点一つお伺いしたいと思つて
ございませう。今御質問の
点は非常に重要なポイントでございま
して、今回の特許法の改正の事項を通
じまして、新規性判断の基準としま
して、外国において頒布された判行物
というところまでこれを拡大したと
いう点は、最近の國際的、社会、經濟
情勢の現状から考えて重要な改正の一

つとして考えておるわけでございます。今この改正の理由については申し上げました通りでございます。その点について特許庁として十分な調査能力が果してあるかどうかという御質問、言いかえれば、こういうふうな法律が改正した結果、特許庁としてどう善処していくかということでございます。が、法律上外国において頒布された刊行物に記載された発明は特許の対象にはならない、不特許事由になるというふうに改正しました以上、当然従来にも増して特許庁としましての海外資料というものを、海外の技術関係文献というものを一そう広範囲に一そうすみやかに収集する努力をしなければならぬというふうなわれわれとしては考えておるわけでございます。そういうふうにしなしても、なおかつ全部を日本国内に収集することはもちろんできないわけでございますが、そういう場合におきましては、特許庁といたしまして収集の努力の結果、これが入ってきまして以上、これは日本国内において頒布された刊行物云々ということにもなるわけでございますから、特許庁の審査官が審査をします際に、特許庁の資料課にもきていない、あるいは日本の市中にもこの文献がないという場合は、外国において頒布された刊行物というものの問題が残るわけでございます。御承知の通り、われわれとしましては、出願がございまして、慎重に従来の文献等によって審査するわけでございます。従来日本国内において頒布されなかった刊行物に記載された発明ということに該当するということになりますれば、もちろんこれは拒絶になるわけ

でございます。これとは反対に公知公用でない、日本国内において頒布された刊行物にも載っていないという場合には、審査官としましては一応特許を与えてよいというふうな判断をしまして、これを公告いたします。その公告に対して異議申し立て期間というものは二カ月ありますので、もし産業界、学界等におきますと、きわめて特殊のルートで個人的の入手の方法でもって外国の文献が入ってきているという場合に、この問題の公告になりました特許発明に対して、異議申し立てを願う、異議申し立てによって、これは日本では広く頒布されてはいないが、現に外国において頒布された刊行物に書いてあるのだということ、その業界または学界の特定人からの異議申し立てによってこれをつぶす。そういうような方法によりまして、権利の設定につきましては、ただ適正、正確を期して参りたい。そういう方法がこれが第一でございます。

それから第二の方法としまして、ただいま御指摘の公告期間中において異議申し立てがない、ついに権利になつてしまったという場合には、後日になつて何らかの方法で、あれは審査の当時、出願時において日本には頒布にはなつてなかつたけれども外国ではすでにこれが頒布された刊行物に書いてあるというふうな事実が、後日わかりました場合には、これが無効の理由になるわけでございますが、そういう場合には無効審判の請求という方法によりまして、これをつぶすということになるかと存じます。

結局要約して申し上げますれば、特許庁としまして従来に比べて一そう海外文献の広範にして同時に迅速な収集に全力を尽くす、努力をするということ。また次には異議申し立てという方法によりまして、関係民間の一般の協力をまつ。それから第三には、無効審判の請求によって、こういう該当するような場合につきましては、特許権の設定をくつがえすような方法を講ずる、そういうようなことによりまして、適正なる特許権の設定ということに十分努力したいと考えております。

○小権治和君 外題で登録されたものは、全部こっちは、いかなる外国からのもの全部来ているわけでしょう、それはこっちに全部……分類はそれぞれ、もって全部、その書類はあるわけですね。

○政府委員(井上尚一君) これは特許権は各国々別々に与えられるわけでございます。米国人が米国内で特許権を持つていた事実が全部日本でも同時に特許権になつていくということではございません。ですから、日本の特許関係の法例に従つて日本に出願手續をして初めて日本で特許権になつた場合だけ……

○小権治和君 そうじゃなくて、要するに外国で特許登録されているものが資料として、いかなる外国でそうなたたもを日本にそれが全部資料としてきていて、これは外国でもって登録されているのだからというものが一目瞭然とわかるように、それはちゃんとできておるのかということですが……

○政府委員(井上尚一君) 誤解をいたして失礼いたしました。外国の特許公報は、要約でもって各国交換するといふやり方になっております。現に二十数カ国から日本に参つております。

○小権治和君 それにプラス今度は外国の特許の登録されたものでなくて、外国の文献に記載されたもの、文献ではないけれども公知公用だ、こういうものを文書にして特許庁が一つ資料としてまとめておくという必要が、今度の新しい法案によって生じてくるわけだと思つておられるけれども、それについてはあれですか、事実上特許庁でもって、そういうものを全部集める、そしてこれは外国で文書に載つているのだから、これは公知公用なんだとかいふ資料にして、それを全部調査して特許庁に置くということをやるのであるか。どうですか、その点……

○政府委員(井上尚一君) これはなかなかむずかしいと思つておりますが、できるだけやりたいと思つております。

○小権治和君 そこができないと、結局今私が申しましたように、結局無効審判の請求があつて、初めてそうなるから、ああそうかというふうなことで、ここには望々と外国ではこういうものは特許しないと云つてはいるけれども、実際は特許に能力がないのだ、無効の審判があつて、初めてああそうかとわかるのだということでは、非常に頼りないというふうな気がするのだけれども、その点努力すると言われれば、大いに努力してやってもらいたいということよりしようがないと思つておる。

それともう一つ、今度の百一条によりますと、特許が物の発明について行われている場合に、その物を輸入する行為は特許権侵害とみなされる、こういうことになつていくけれども、その物が同じ特許が外国で登録されている場合に、単にそれを輸入するという行為は侵害行為になるのかどうか。

○政府委員(井上尚一君) 外国では特許になつていないが、日本では特許になつていない場合には、ここにいう「輸入する行為」が侵害するということになりません。

○小権治和君 それはどうということになりますか。百一条の……

○政府委員(井上尚一君) ですから、百一条の第一項にいます場合には、日本で特許になつていない、外国では特許になつていない、そういう製品を日本で輸入する。日本である製品について特許がございまして、そしてその特許になつていない同じものが外国にある。これをこちらへ輸入する行為は、これは日本における特許権の侵害になるわけでございます。

○小権治和君 輸出する方は……

○政府委員(井上尚一君) 輸出する行為は、ここにいます生産または譲渡というふうな、それに該当するわけでございます。どれかに該当することになります。

○小権治和君 まあ時間もありませんから、こちらでやめたいのですが、要するにそういう特許とか実用新案というものは、これは発明した者にとつては相当大きな利益、利権というふうになるけれども、その反面これを実施する工業者、特に中小工業や一般消費者にとつては、そういうまあ利権があるということとは、他方においてはそういう連中にとつては大きな負担だ。従つて真に発明であつて、権利者が報酬を受けるとなれば差しかえないけれども、真の発明でないものを権利として設定されて実施料を支払わされるということは、これは極力避けていかな

してある。

第一二二二号 昭和三十四年二月二十六日受理
小売商業特別措置法案の一部修正に関する請願

請願者 静岡市泉町一ノ四静岡生活協同組合長 疋田 次作

紹介議員 松永 忠二君
この請願の趣旨は、第一〇一八号と同じである。

第一二二三号 昭和三十四年二月二十六日受理
小売商業特別措置法案の一部修正に関する請願(四通)

請願者 長崎市外浦町三三長崎県職員生活協同組合長 高松徳次郎外三名

紹介議員 阿具根 登君
この請願の趣旨は、第一〇一八号と同じである。

第一〇一九号 昭和三十四年二月二十日受理
小売商業特別措置法案の一部修正等に関する請願

請願者 北海道歌志内市字神威神威炭礦生活協同組合長 高橋政悦

紹介議員 阿部 竹松君
生活協同組合は、国民の自発的な生活協同組織の発展を図り、国民生活の安定と生活文化の向上を期する目的として、戦前の産業組合法に引続き、昭和二十三年制定され、戦前、戦後の物価安定のために社会的な役割をはたしてきた。しかるに政府提案にかかる小売

商業特別措置法案第三条、第四条によると同組合の活動を不当に抑圧しようとする規制が加わろうとしているから、同法案の審議に際しては、かかる不当な条文を削除すると共に、消費生活協同組合法を改正し、員外利用を認められる等生活協同組合の現状にあうよう改正せられたいとの請願。

第一〇四五号 昭和三十四年二月十三日受理
小売商業特別措置法案の一部修正等に関する請願

請願者 北海道三笠市字幾春別九七新幌内礦業春別生活協同組合長 中島伊 松

紹介議員 阿部 竹松君
この請願の趣旨は、第一〇一九号と同じである。

第一〇七三三号 昭和三十四年二月十四日受理
小売商業特別措置法案の一部修正等に関する請願

請願者 北海道上川郡永山町一〇丁目永山消費生活協同組合長 三井親喜

紹介議員 阿部 竹松君
この請願の趣旨は、第一〇一九号と同じである。

第一〇九八号 昭和三十四年二月十五日受理
小売商業特別措置法案の一部修正等に関する請願

請願者 北海道室蘭市御前水町一室蘭中央生活協同組合長 小山由雄

紹介議員 阿部 竹松君
この請願の趣旨は、第一〇一九号と同じである。

第一一二三三三号 昭和三十四年二月十六日受理
小売商業特別措置法案の一部修正等に関する請願

請願者 静岡県吉原市上和田二 小林清三郎

紹介議員 松永 忠二君
この請願の趣旨は、第一〇一九号と同じである。

第一一二四号 昭和三十四年二月十六日受理
小売商業特別措置法案の一部修正等に関する請願(二通)

請願者 長崎県西彼杵郡崎戸町三菱崎戸炭坑生活協同組合理事長 川谷寛三 外一名

紹介議員 阿具根 登君
この請願の趣旨は、第一〇一九号と同じである。

第一〇三三二二号 昭和三十四年二月十三日受理
F・A制方式による輸入銅くず等割当の請願

請願者 東京都千代田区神田材木町二五金物会館内日本故銅問屋組合全国連合会内 島田正一外八名

紹介議員 豊田 雅孝君
故銅問屋業者は従来国内発生品の銅くず、銅合金くずの買入れ及び外国銅くず、銅合金くずの輸入を行いこれを電

線、伸銅及び鋳造部面に円滑な供給を行うことを業務目的としてきたが、昭和二十五年一月F・A制方式採用以来輸入割当対象が商社及び需要者に限定せられ、専業者である故銅問屋業者は過去の実績をばく奪せられ業者の死活問題となつていから、業者のもつ設備、人員及び永年の間に習得した選別技術等を活用し、また故銅の大企業備重をさけるため、F・A方式による輸入銅くず及び銅合金くずを今後日本故銅問屋組合連合会に割り当てるとともに三十三年度外貨予算の中にある銅くず輸入予算の二十億円、約一万吨分を割り当てられたいとの請願。

第一一二七号 昭和三十四年二月十六日受理
F・A制方式による銅くず等割当の請願

請願者 大阪市南区豊谷東ノ町一〇金属会館内大阪非鉄金属懇話会内 木村 吉太郎外八名

紹介議員 羽生 三七君
この請願の趣旨は、第一〇三三二二号と同じである。

第一〇七一七号 昭和三十四年二月十四日受理
日本貿易再開促進に関する請願

請願者 東京都千代田区丸ノ内三ノ六三菱仲四号ノ二 日本国際貿易促進連合会内 伊藤今朝市

紹介議員 佐多 忠隆君
日中貿易の再開こそわが国の国際收支、貿易構造を改善する要であり、AA貿易発展と密接な関係をも

ち、さらにわが国が自主的の外交政策を堅持する経済的裏付となるものと確信するから、政府が一步進んで中国との関係を正常化して行くとの方針のもとに友好精神を基調とした具体的措置を講ずるよう参議院において決議せられたいとの請願。

昭和三十四年三月十一日印刷

昭和三十四年三月十二日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局